

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月25日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第12号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（条例第2条第3号ア（ウ）の人事委員会規則で定める非常勤職員）</u> 第2条 条例第2条第3号ア（ウ）の人事委員会規則で定める非常勤職員は、 <u>1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によ</u> <u>って勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上で</u> <u>ある非常勤職員とする。</u></p> <p><u>（条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合）</u> 第3条 条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲 げる場合とする。</p> <p><u>（1） 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（</u> <u>昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前</u> <u>の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平</u> <u>成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育</u> <u>又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の</u> <u>利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間に</u> <u>ついて、当面その実施が行われない場合</u></p> <p><u>（2） 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育してい</u> <u>る当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の</u> <u>2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し</u> <u>た者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u> <u>であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号</u> <u>の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する</u> <u>養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、</u> <u>同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親とし</u> <u>て委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する</u> <u>養子縁組里親である者を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上</u></p>	

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合）

第4条 前条の規定は、条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

（育児休業等計画書）

第5条 略

（条例第3条第6号の人事委員会規則で定める保育）

第6条 条例第3条第6号の人事委員会規則で定める保育は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する認定こども園、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等又は同法第39条第1項に規定する保育所における保育とする。

（育児休業の承認の請求手続）

第7条 略

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第8条 略

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第9条 略

2 略

3 第7条第4項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（育児休業等計画書）

第2条 略

（条例第3条第6号の人事委員会規則で定める保育）

第3条 条例第3条第6号の人事委員会規則で定める保育は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する認定こども園、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等又は同法第39条第1項に規定する保育所における保育とする。

（育児休業の承認の請求手続）

第4条 略

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第5条 略

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第6条 略

2 略

3 第4条第4項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)
第10条 略

- (1) 略
- (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年香川県人事委員会規則第20号。次号において「期末勤勉規則」という。)第2条第3号、第4号、第7号及び第8号又は期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年香川県教育委員会規則第2号。次号において「学校職員期末勤勉規則」という。)第2条第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 期末勤勉規則第6条第2項第5号又は学校職員期末勤勉規則第6条第2項第3号に規定する休職にされていた期間

(育児休業をした職員の職務復帰後の号給の調整)
第11条 略

(条例第11条の人事委員会規則で定める日数及び時間)
第12条 略

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)
第13条 略

- 2 第7条第2項から第4項までの規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。
- 3 第7条第4項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)
第14条 第9条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(条例第22条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員)
第15条 条例第22条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)
第7条 条例第6条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 略
- (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年香川県人事委員会規則第20号。以下「期末勤勉規則」という。)第2条第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げる職員として在職した期間

- (3) 期末勤勉規則第6条第2項第5号に規定する休職にされていた期間

(育児休業をした職員の職務復帰後の号給の調整)
第8条 略

(条例第11条の人事委員会規則で定める日数及び時間)
第9条 略

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)
第10条 略

- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。
- 3 第4条第4項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)
第11条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

(条例第23条第3項の人事委員会規則で定める非常勤職員)

第16条 条例第23条第3項の人事委員会規則で定める非常勤職員は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条第1項の規定により育児時間を請求した非常勤職員又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第3項の規定により介護のための所定労働時間の短縮の措置を講じられた非常勤職員とする。

(条例第23条第3項の人事委員会規則で定める時間)

第17条 条例第23条第3項の人事委員会規則で定める時間は、前条の育児時間又は所定労働時間の短縮の措置を講じられた時間とする。

(部分休業の承認の請求手続)

第18条 略

2 第7条第2項から第4項までの規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業の承認の取消しの請求手続)

第19条 略

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第20条 第9条の規定は、部分休業について準用する。

(雑則)

第21条 略

第1号様式（第5条関係）

略

(部分休業の承認の請求手続)

第12条 略

2 第4条第2項から第4項までの規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業の承認の取消しの請求手続)

第13条 略

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第6条の規定は、部分休業について準用する。

(雑則)

第15条 略

第1号様式（第2条関係）

略

第2号様式(第7条関係)

(表)

育児休業承認(期間延長)請求書

年 月 日 殿	
所 属 職・氏名	
次のとおり育児休業の承認期間の延長を請求します。	
1 請求に係る子	
氏 名	
請求者との続柄等	
生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長
	再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
5 配偶者	氏 名 育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	

注 1 該当する□には、レ印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「2 請求の内容」欄の非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業とは条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、2歳までの子の育児休業とは条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(4において同じ。)
 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。))に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年香川県人事委員会規則第3号)第15条第1項第7号に掲げる場合における休暇をいう。))又は労働基準法第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)は当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養育の場合は養育組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。

第2号様式(第4条関係)

育児休業承認(期間延長)請求書

年 月 日 殿	
所 属 職・氏名	
次のとおり育児休業の承認期間の延長を請求します。	
1 請求に係る子	
氏 名	
請求者との続柄等	
生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長
	再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
5 備考	

注 1 該当する□には、レ印を記入すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
 3 「5 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。))に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年香川県人事委員会規則第3号)第15条第1項第7号に掲げる場合における休暇をいう。))により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)は当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養育の場合は養育組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
 4 育児休業の承認を請求する場合は、出産予定を証明する書類(医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し)又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養育組届受理証明書、家庭裁判所の裁判所書記官が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等のいずれか又はその写し)を添付すること。
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(裏)

- 6 育児休業の承認を請求する場合は、出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所の裁判所書記官が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等のいずれか又はその写し）を添付すること（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。）。
- 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第7条関係）
略

第4号様式（第9条関係）
略

第5号様式（第13条関係）
略

第6号様式（第18条関係）
略

第3号様式（第4条関係）
略

第4号様式（第6条関係）
略

第5号様式（第10条関係）
略

第6号様式（第12条関係）
略

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。